

第13回草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録要旨

■開催日時：平成29年6月9日（金） 午前10時～

■開催場所：草津市役所 2階特大会議室

■出欠

出席委員：立川委員（代理 成田氏）、隠岐委員（代理 角元氏）、大西委員（代理 長瀬氏）、山田委員、石塚委員、野村委員、濱田委員、山田委員、中島委員、山崎委員、前野委員（代理 森脇氏）、池藤委員、高田委員、卯田委員、道久委員（代理 伴氏）、芝委員、竹中委員、塚口委員、加藤委員、南委員、宮下委員、竹村委員

欠席委員：善利委員、遠塚委員、吉岡委員、村井委員、吉本委員、西委員、吉川委員

事務局：山本部長、打田副部長、武村課長、林参事、青木主任

傍聴者：なし

1. 開会

【事務局】

皆様、本日は御多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。交通政策課の武村でございます。ただ今から、草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を開催いたします。

本総会が円滑に進みますよう、皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。
まずはじめに、開会にあたりまして、副会長より挨拶をさせていただきます。

【副会長】

おはようございます。

公共交通というのは、いつの時代でも人が移動する上で重要であると言われており、近年特に公共交通の需要が高まっていると考えます。草津市もいずれ人口が減少する社会になるにあたり、市民が安全に快適な生活が送れるよう公共交通を確保することが持続的なまちづくりを行う上で重要であると考えます。

この協議会において、建設的な御意見を頂戴しているところでありますが、本日も皆様の御意見もお伺いしながら会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

副会長、ありがとうございました。

本協議会につきましては、平成 19 年法律第 59 号 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項に規定されます法定協議会として設置いたしております。また、本日の会議は、草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱第 7 条第 7 項の規定に基づき、公開で進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続きまして、本日の総会の成立について御報告いたします。

まず始めに、本協議会の委員数でございますが、これまで 30 名の人数で本協議会を構成しておりましたが、このたび湖都タクシー株式会社様から、委員御辞退のお申し出がありましたことから、この会議から 29 名の皆様に御審議をいただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

したがって、本協議会の委員数は 29 名でございますが、現在の出席者数は 20 名（後ほど 2 名遅れて到着）であります。これは、当協議会規約第 17 条第 1 項の規定により、委員数の過半数の出席をいただいておりますことから、本総会が成立いたしますことを御報告させていただきます。

続きまして、この 4 月の人事異動等によりまして、新たに委員に御就任いただくことになりました皆様に御紹介させていただきます。

近江鉄道株式会社より立川様、近江タクシー株式会社より石塚様、私鉄労働組合滋賀

県協議会より山田様、草津市老人クラブより池藤様、草津市まちづくり協議会より高田様、卯田様、近畿運輸局滋賀運輸支局より道久様、草津警察署より竹中様、草津市より吉本様、西様、吉川様が委員として御参画していただくこととなりました。

今後ともよろしく願います。

なお委嘱状につきましては、誠に失礼なことで存じますがお席に置かせていただきました。御確認ください。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手持ちの資料を御確認ください。本日の資料は、次第、委員名簿、座席表、本総会の資料、当協議会の規約でございます。揃っていますでしょうか。もし資料が抜けていましたら事務局までお申し出ください。

議事に入らせていただきます前に、事務局から報告がございます。

議第7号に関しまして、甲賀市で現在検討されている事業があり、当協議会の承認が必要となりますことから、説明員として本日甲賀市の公共交通推進課から2名お越しいただいておりますので、御紹介させていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。まず始めに、総会の議長につきましては、当協議会規約第15条第2項の規定により、「総会の議長は、会長がこれにあたる」となっておりますが、本日、当協議会の会長であります草津市副市長の善利会長が、他の公務が入っておりますことから、当協議会規約第11条第2項の「副会長がその職務を代理する」という規定に基づきまして、副会長に本日の総会の議事進行をお願いいたす存じます。

副会長、よろしく願います。

2. 議事

【副会長】

はい、それでは、これより議事に入りますが、議事に入らせていただきます前に、当協議会規約第22条第3項の規定に「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。」とありますことから、本日出席いただいておりますお二方に議事録署名人をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。第1号議案「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について」、事務局に説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第1号「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について」、当協議会規約第18条第3号の規定に基づき承認を求めます。資料2ページを御覧ください。

当協議会の規約につきまして、修正が必要な箇所がありましたことから、今回、改正をお伺いするものであります。

詳細につきましては、3ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

左側が新しく改正するものとなっており、右側が現在の規約となっております。

第3条から第5条において、これまで地域公共交通総合連携計画と記載しておりましたものを地域公共交通網形成計画に改めたく考えております。

地域公共交通総合連携計画につきまして、当協議会で計画を策定し、これまで当計画に記載しております事業の内容等について報告等させていただいておりましたが、今年度から当計画を見直し、新たに地域公共交通網形成計画を策定することとなりますことから、文言の修正を行わせていただきたく考えております。地域公共交通網形成計画の内容等につきましては、後ほど議第2号議案にて説明させていただきます。

また、第24条の分科会として開催しておりました「草津市有償運送運営協議会」ですが、規約では協議会の名前が間違っておりましたため訂正するものであります。

第25条の事務局について、市の組織改編があったことを受け、現在の交通政策課に改めるものであります。

第32条および第33条について、当協議会で報告しておりました収支決算書について規約では収支計算書となっておりますため、文言の訂正したく考えております。

いずれにしましても、規約の改訂については、当協議会で御審議いただく必要がありますので、当協議会の議事とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、5ページ以降については、改定後の規約となっております。

議第1号についての説明は以上でございます。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第1号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

【事務局】

先ほど説明いたしました資料の中で訂正箇所がございましたので、説明申し上げます。3 ページを御覧ください。新旧対照表において、表の上段が「要綱」と記載しておりますが、「規約」に訂正させていただきたく存じます。

4 ページ以降についても同様でありますので、よろしく願いいたします。

【副会長】

それでは、第 1 号議案「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について」、当協議会で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

それでは第 1 号議案は原案どおり承認されました。

続きまして、第 2 号議案「平成 28 年度事業報告および収支決算について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第 2 号「平成 28 年度事業報告および収支決算について」、当協議会規約第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき承認を求めます。資料 9 ページを御覧ください。

まず、昨年度実施いたしました会議の開催状況といたしまして、昨年 6 月 13 日に第 12 回草津市地域公共交通活性化再生協議会を開催させていただき、平成 27 年度事業計画案および予算案などについて御審議いただきました。

分科会としては、草津市地域公共交通会議を 2 回開催し、主としてまめバス運行について御協議いただきました。なお、有償運送運営協議会につきましては、登録団体の更新審査等がありましたため、1 回開催しております。

裏面には昨年度に実施した事業を記載しております。

地域公共交通網形成計画を策定するにあたり、委託業務を発注いたしました。当計画については、2 か年かけて作成を予定しております計画であり、現在、滋賀県や大津市と連携しながら当計画を策定に向け連携をしているところでございます。

昨年度はその 1 年目となっております、主に基礎調査を中心に行わせていただきました。全体事業費の実績額が 3,769,200 円であり、市から補助金を受けて実施したものであります。

続きまして、収支決算について御説明いたします。

10 ページの平成 28 年度草津市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書を御覧ください。

上段の収入として、補助金の予算額 12,636,228 円に対しまして、決算額は 3,769,428 円、増減額はマイナス 8,866,800 円でありました。

理由といたしましては、計画策定業務の入札を行った結果、当初想定していた金額よりも安く執行できたためであります。

増減額が大きくなっておりますが、仕様書に基づき業務を発注しており、仕様書の内容どおりの業務を執行させていただきましたことを報告申し上げます。

続きまして、下段の支出欄を御覧ください。

事業費としまして、予算額 12,636,228 円に対しまして、決算額は 3,769,200 円、増減額はマイナス 8,867,028 円であります。内容は、先ほど説明いたしました草津市地域公共交通網形成計画策定費として、当協議会から受注者に対して支払っているものでございます。

以上、平成 28 年度収入決算額 3,769,428 円から支出決算額 3,769,200 円を差し引きました 228 円が、平成 29 年度への繰越となります。

議第 2 号について、以上でございます。

【副会長】

引き続きまして、本決算に伴う会計監査の報告を監事から報告をお願いします。

【委員】

監事を代表しまして報告します。

先日、事務局より、会計報告がありましたので、監査を実施いたしました。これを受けまして、会計監査報告をさせていただきます。

貯金通帳、証拠書類の経理及び処理について、正確かつ適正に執行されていることを認めます。監事からは以上です。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第 2 号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

【委員】

本来であれば、昨年度に規約等についても見直すべきものではなかったのか。

【事務局】

昨年度は6月に当協議会を開催させていただいておりましたが、その際には地域公共交通網形成計画策定にかかる委託業務を発注する前に開催させていただいており、10月に当計画策定業務を発注させていただいております。

そのため、規約等の改正が今回の協議会になったものでございます。

【副会長】

本来であれば、分かった段階で改正すべきものと考えますが、業務発注時期等により、見直しの時期が変わったわけでございますが、問題なきものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【副会長】

それでは、第2号議案「平成28年度事業報告および収支決算」について、当協議会で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【副会長】

ありがとうございます。それでは第2号議案は原案どおり承認されました。続きまして、第3号議案「平成29年度事業計画（案）および収支予算（案）について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第3号「平成29年度事業計画（案）および収支予算（案）について」、当協議会規約第18条第1号の規定に基づき承認を求めます。資料13ページを御覧ください。

まず、平成29年度事業計画（案）についてでございますが、今年度の会議については、先ほど説明いたしました草津市地域公共交通網形成計画策定にあたり、当協議会で議論を深めてまいりたく考えておりますことから、活性化再生協議会については年4回の開催を予定しております。

次回の会議で地域公共交通網形成計画の内容について、各委員の皆様の御意見等をお伺いし、内容等を精査させていただく予定をしております。

また、実施事業につきまして、今年度は、先ほど説明いたしました草津市地域公共交通網形成計画を策定する2年目となっており、事業費は4,800,000円となっております。

財源につきましては、計画策定に対する国庫補助金として国土交通省から1,460,000

円補助をいただき、残りの 3,340,000 円については、市単費での執行を考えております。

続きまして、平成 29 年度収支予算（案）でございます。

14 ページを御覧ください。

上段の収入につきましては、計画策定に係る国および市からの補助金として 4,800,000 円と、昨年度からの繰越金として 228 円の合計 4,800,228 円でございます。

下段の支出につきましては、計画策定に係る費用の 4,800,000 円と、雑費の 228 円の合計 4,800,228 円でございます。

以上、簡単ではございますが、第 3 号議案「平成 29 年度事業計画（案）および収支予算（案）について」の説明とさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

【委員】

予算の中で前年度大幅に経費が削減されたところでございますが、4,800,000 円の内訳を教えてください。

【事務局】

1 年目は基礎調査、2 年目はより内容を深く掘り下げていくとともに県、大津市、他の関連計画との整合性を図るため業務を発注するものであります。具体的には、計画策定やパブリックコメントを実施するにあたり発生する経費。他の関係者との協議を行うにあたり必要となる経費などを計上しております。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第 3 号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

それでは、第 3 号議案「平成 29 年度事業計画（案）および収支予算（案）について」、当協議会で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

≪異議なし≫

【副会長】

ありがとうございます。それでは第 3 号議案は原案どおり承認されました。続きまして、第 4 号議案「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第 4 号「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について」、当協議会規約第 18 条第 1 項第 5 号の規定に基づき承認を求めます。資料は 17 ページ以降となります。

平成 25 年度から毎年、当協議会にて御審議いただいております地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書を提出する目的は、まめバスの運行経費の一部を国土交通省に承認してもらい補助をもらうためのもので、この申請書は地域公共交通活性化再生協議会の名前で国土交通省に提出をいたします。

運行経費から運賃収入を引いた額の約半額弱ほどを国から補助してもらうものでありますが、この条件として幹線と呼ばれるルートにつなぐことが必要であり、草津市で幹線となっているのは草津駅～浜大津駅間が承認・認定されており、現在、近江鉄道バスがこの経路運行をされておられ、幹線ルートとして国から補助をもらっておられます。この幹線のバスをさらに活性化・支援するため、まめバスをこの幹線に接続して幹線に乗っていただくということで補助の対象となります。そのため、今のまめバスはすべて草津駅で接続しており、今回、昨年度に引き続き国に申請書を提出し、認定のうえ補助をもらうことを考えております。申請の対象となる路線はまめバスの全路線としております。

また、昨年度に引き続き、まめバス車両において、経年劣化等が進んできておりますことから車両購入に関する経費についても申請する予定をしております。

以上、簡単ではございますが、第 4 号議案「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について」の説明とさせていただきます。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第 4 号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

運輸局様の方から補足説明等ございますでしょうか。

【委員】

年度当初に要綱改正があり、各自治体の皆様にお送りする予定であったのですが、現在も要綱改正の決裁がおりておらず、本日の会議を迎えている状況でございます。本日の資料を拝見いたしますと、昨年度申請いただいた内容と大幅な変更点などありませんので、要綱および様式の修正がありましたら、個別対応させていただきたいと思っております。また、当初 6 月末締切であります。要綱改正が遅れていることから 8 月末までの申請期間を延長して対応したいと考えております。

【委員】

今回の協議会の承認をいただいた後、県で開催する協議会にかけて国に申請する流れになるかと思えますし、今後新たに追加で作成される資料もあるかと思えます。

3点質問があるのですが、目標指標について目標利用者数はどの程度を想定されておられるのか。別表2が不足しているのではないか。生産性の向上のためどのような取り組みをされるのか。事務局にお伺いしたいと思えます。

【事務局】

1点目の利用者数について、目標利用者数は路線ごとに設定しております。平成25年10月から平成26年9月までの1年間の利用者数を目標利用者数としており、98,910人となっております。直近の平成27年10月から平成28年9月までの1年間の利用者数は110,319人となっております、目標利用者数を超える利用をしていただいております。また目標値については当協議会の中で検討していきたいと考えております。

2点目の別表2については、バス事業者様の方で作成等お願いしているところであり、本日の会議に間に合わなかったのですが、提出の際には別表2等関連資料も併せて提出する予定をしております。

3点目の生産性を高める施策について、利用者の方が一度見ただけでコミュニティバスであると認識されるようなバスにしていきたいと考えており、市民に「乗ってみようかな」と思ってもらえるようにすることが生産性を高めていく第一歩と考えております。

【委員】

道路交通法が改正され、運転免許証の自主返納も進められておりますので、高齢者の移動支援策について今後検討していただきたいと考えております。

【事務局】

毎年運転免許証の自主返納数が増加傾向にあると草津警察署から聞いており、市としても重要な問題であると認識しております。

【副会長】

それでは、第4号議案「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について」、当協議会で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは第4号議案は原案どおり承認されましたので、計画書を期日までに資料作成、提出のほどよろしく申し上げます。

続きまして、第5号議案「まめバス運行ルートの一部変更について」、事務局より説明

を求めます。

【事務局】

それでは、議第 5 号「まめバスの運行ルートの一部変更について」、当協議会規約第 18 条第 1 項第 5 号の規定に基づき承認を求めます。資料は 29 ページ以降となります。

前回の当協議会の下部組織である草津市地域公共交通会議にて、委員の皆様にご審議御承認いただきました、まめバス笠縫東常盤線において、今年 4 月 1 日に改編を行いました。

改編以降、一部地域から運行ルートに関する意見等をいただいております、再度バス停の位置の見直しについて御審議いただきたく考えております。

具体的な箇所については、2 箇所ございまして、1 カ所目は笠縫東総合センター前のバス停でございます。

見直しの理由といたしましては、当センター周辺に児童遊園及び広場があり、児童が横断する際にバスが走行することにより、事故の可能性があることからバス停の位置を見直すよう市に依頼があったため、見直したく考えております。

具体的なバス停の設置位置及び住民への周知等については、町内にて検討されているところでございます。

2 カ所目は、下寺バス停留所でございます。

現在の位置が交差点手前にあるのですがバス停の位置をお寺に寄せることで利用者が安全に乗車できるため見直しの提案がされました。

いずれも実施時期については、検討中ではありますが、国土交通省からの認可がおり次第、移設したく考えております。運行ダイヤの見直しの有無について、バス事業者様と協議しながら進めていきたいと考えております。

コミュニティバスの運行経路の見直し等について、当協議会の承認が必要となりますことから提案させていただいた次第であります。

御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第 5 号議案「まめバスの運行ルートの一部変更について」の説明とさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

【副会長】

1 点確認させていただきたいのですが、赤色で記されているバス停については、湖の位置にバス停を移設するというのでしょうか。

【事務局】

バス停の移設位置については、地域で検討していただいているところであり、資料で

記させていただいているものについては案段階のものでございます。

【委員】

今回の移設に至った経緯について教えていただきたい。なぜこのルートにされたのか、利用者の安全面を考慮されているのか。

【事務局】

昨年度、各町内会長の方が来られる自治連合会からの承認をいただき4月に路線改編を行いました。4月以降、周辺に住まわれている方から路線改編に向けた問い合わせ等を多くいただきました。その内容を関係する町内会長様に報告させていただいたところ改編をお願いしたいとお話しをいただきましたので、改編させていただく運びとなりました。

利用者の安全面について、新たに通るルートは道路幅員も現在より広く、歩道も整備されておりますため問題ないと考えております。

【委員】

地域の方からの意見であれば仕方ないかなと思うが、常盤東総合センターに来られる人のためにバス停を設置されていたのに、目的地からバス停を離すということが本当に良いことなのか。先ほど事務局から新たなバス停はバスの待機スペースもあり問題ないと説明を受けたが、バス待ちスペースが確保されるということを前提に今回移設をしたいと言われているのかお伺いしたい。

【事務局】

以前は、第4保育園の前を運行しておりましたが、保護者の方が送迎に来られるなどして、児童との接触事故等も懸念されましたことから、現在のようなルートでの運行を開始いたしました。しかし、現在運行しているルート上にある児童遊園や健康広場についても、日頃多くの方が利用され、人の出入りも多いというところもあり危険であるという指摘を受けましたため、常盤東総合センターからバス停が遠くなることとなりますが、運行ルートの見直しをお伺いするものであります。

なお、バス停の移設に伴い、利用者の利便性を損なうのではないかという方もおられますが、当センターの職員、利用者の意見を聞きますと、移動も仕方ないと言われる方も多く、移設についても問題ないと考えております。また、バス停を移設するにあたり、利用者が待機できるスペースを重要視しており、改編することにより確保できると考えており、問題ないものと考えております。

【委員】

路線を変更する場合、何をもちて改編をするのか。改編の基準等あれば、お伺いした

い。

【事務局】

今回の改編のきっかけについては、地域から要望書が提出されたため改編に向けた検討を行ったところでございます。しかし、要望書を出されれば全て検討するというわけでもなく、改編の基準として、公共交通空白地、不便地であることや路線を改編することによって労働基準法や他のバス停等への影響も勘案しながら改編の有無を検討している状況であります。

今回の場合ですと、軽微な変更であり、他のバス停等に影響は見られないと考えたため改編に踏み切ったところであります。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第5号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

それでは、第5号議案「まめバス運行ルートの一部変更について」、当協議会で承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは第5号議案は原案どおり承認されました。続きまして、第6号議案「まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第6号「まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について」、当協議会規約第18条第1項第5号の規定に基づき承認を求めます。資料は33ページ以降となります。

こちらも前回、下部組織であります地域公共交通会議にて御審議いただいた内容が含まれてございます。

草津駅医大線の運行しております車両が経年劣化のため、新たに入替を検討しておりましたが、一部高さ制限がある箇所があり、当初購入予定をしておりました車両の変更を御承認いただいたところでございます。

今回、車両を購入にあたり、適用除外認定申請書を国土交通省に提出しなければならぬため、再度改めて協議に諮られていただいたものであります。

適用除外認定申請は何かと申し上げますと、現在、購入予定車両は国土交通省で決められている国の移動円滑化基準の適用車両、いわゆるバリアフリー法に掲げられている車両ではございません。

本来、バリアフリー法の基準を満たす車両のみが営業車両として運用することが出来

るのですが、やむを得ない場合や協議会の承認がいただければ、バリアフリー法の基準を満たさない車両でも走らせることが出来るというものになっております。

現在、草津駅医大線で運行しております車両もバリアフリー法の基準を満たす車両ではございませんが、適用除外認定をいただき運行しております。現在購入を予定しております車両については、草津駅医大線を走っております車両と仕様はほぼ同じ物を購入する予定をしており、誰でも利用出来るようバリアフリーに対応した車両を導入する予定をしております。

具体的な写真等については、資料のとおりでございまして、車両後方部から車いすの方が御利用いただけるよう車両を改造する予定をしております。

高さ制限のかかっております場所については、資料のとおりであり、高さ制限 3.1m の標識が掲げられておりますため、高さが 3.1m 以下の 29 人乗りのバスを購入する予定であります。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第 6 号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

【委員】

今回、申請する目的として、バリアフリー対応車両を走らせるべきであるが、やむを得ない状況であるため、今回バリアフリー適応除外認定を受けるということによいか。

【事務局】

説明不足で申し訳ございません。おっしゃっていただきましたとおり、本来、国が指定しているバリアフリー適応車両を走らせるべきなのですが、高さ制限等によりバリアフリー適応車両での走行が出来ないため、適応除外認定を受けた小さいバス車両での対応を考えております。バリアフリー適応除外認定を受けるにあたり、当協議会の承認が必要となりますため、本日の議題とさせていただいたところであります。

【委員】

車いすの方が利用されるにあたり、車両後方部からリフトが降りて乗車される形でのいいのか。

【事務局】

その通りであります。

【副会長】

それでは、第 6 号議案「まめバス車両の移動円滑化基準適用除外認定申請について」、当協議会で承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【副会長】

ありがとうございます。それでは第 6 号議案は原案どおり承認されました
続きまして、第 7 号議案「甲賀市山間地域からのバス輸送について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

それでは、議第 7 号「甲賀市山間地域からの通学バス運行事業計画について」、当協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき承認を求めます。

議第 7 号については、甲賀市様より説明いただきますので、橋本主任よろしくお願いたします。

【甲賀市】

資料 34 ページを御覧ください。

中山間地域からの通学バス運行事業ということで、甲賀市では旧の土山町、信楽町の 2 つがございます。信楽町については、信楽高原鉄道という鉄軌道が運行しておりますが、土山町に関しては鉄軌道が運行していない地域となっております。

土山町から通学しようとする、バスで 40 分以上かけて貴生川駅に行き、30 分かけて草津駅に行き、乗り継いで京都・大阪方面へ行かれているという状況であります。

そうなりますと、下宿や学力はあるものの近場の学校に行かなければならないという学生も多くおられ、バスを走らせることで甲賀市にいながら行きたい学校へ行ける支援をし、若い学生等の定住化を図りたいと考えております。

運行内容につきましては、平成 29 年 10 月 1 日から考えており、田村神社から土山町内にあるバス停に停車した後、甲賀土山インターから名神高速道路で草津田上インターまで行き、南草津駅西口に到着するルートとなっております。

運行距離は 42.7 キロ、運行時間は 55 分を見込んでおります。運行日は平日となり、夏季休暇等は運行しません。ダイヤについては、資料のとおりを考えております。使用車両は 13 人乗りのハイエースを考えております。今後、ニーズがあれば大きい車両での運行も考えております。

運賃は大人 500 円となり、小学生以下は 250 円です。定期をお持ちの方は追加料金を

支払っていただければ利用可能となっております。

回数券も利用可能となっており、35 ページについては、具体的な運行ルートとなっております。

以上でございます。

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の第7号議案につきまして、何か御質問などがございましたらお願いいたします。

【委員】

学生の帰りの時間帯と合うのか。合わないのであれば、余分にお金を支払うことになり、家庭への負担も懸念されるが問題ないのか。

【甲賀市】

学生の方はバスの定期と電車の定期を購入されている状況であります。このバスを利用することにより、少し負担は増えますが、朝に乗り換えて草津駅まで行かれている学生の負担を軽減されるものと考えております。甲賀市でも実施している協議会でも運賃の議論はありましたが、あまりにも安すぎても良くないという意見もあり、今回御提示している金額で了承していただいております。時間帯については、ニーズに応じて検討していきたいと考えております。

【委員】

バリアフリー対応は出来ているのか。学生と書かれているが、一般の利用客は利用出来ないのか。

【甲賀市】

現在、甲賀市では段階的に車両を更新しているところであり、7割ほどがバリアフリー対応車両となっております。

学生の輸送をメインに考えておりますが、一般の方も御利用いただける形となっております。

【委員】

公共交通空白地の解消にも良い取組であると考えます。通勤者も利用されると利用されると満車になるのではないかと思います。JRが遅延となった場合に対応できるようにしてもらいたいと思う。

【副会長】

それでは、第7号議案「甲賀市山間地域からの通学バス運行事業計画について」、当協議会で承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【副会長】

ありがとうございます。それでは第7号議案は原案どおり承認されました。本日の議案についてはこれで終了いたします。委員の皆様、慎重なる御審議ありがとうございました。それでは事務局へお返しします。

【事務局】

副会長、議事進行いただきありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても原案どおり御承認いただきましてありがとうございました。委員の皆様の御協力により会議が円滑に進行いたしました。お礼申し上げます。

それでは、これをもちまして地域公共交通活性化再生協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。